

経営管理権集積計画

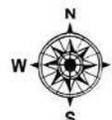
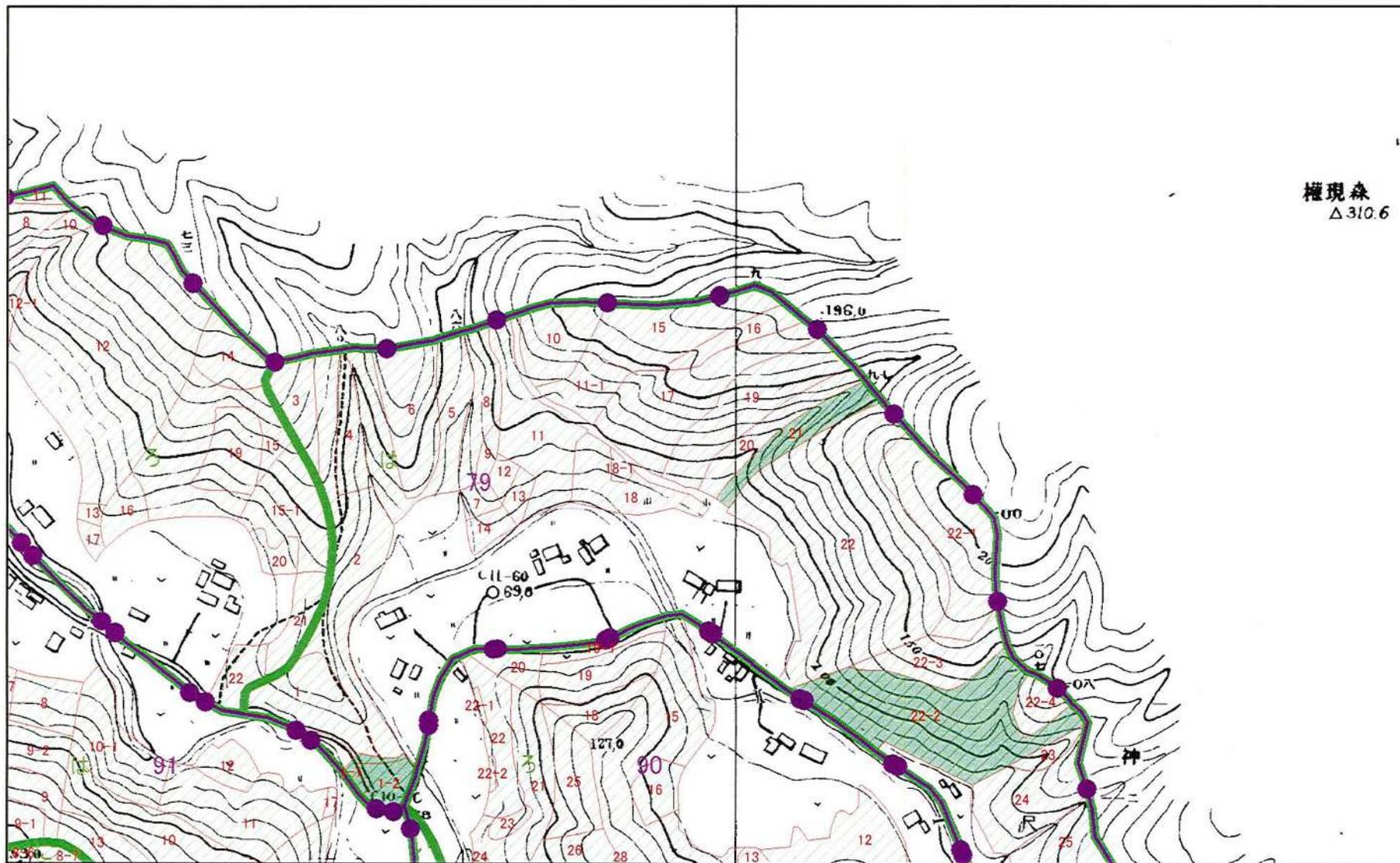
1 個別事項

整理 番号	R5馬の足 第1号	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)	(名称) 登米市長 熊谷 盛廣	(所在地) 宮城県登米市迫町佐沼字中江2丁目6番地1
		経営管理権を設定する森林の森林 所有者(甲)	(氏名又は名称) [Redacted]	(住所又は所在地) [Redacted]

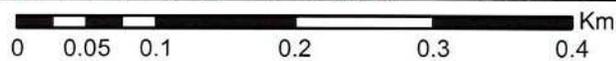
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)

番号	所 在	地番	面積 ha	林小班			地目	見込 面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の開始	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づ いて行われる経営 管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等 に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われ べき金額(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
				林小	班	目										
1	東和町米川字馬ノ足	33-1	0.0231	79	ハ	1-1	山林	0.03	スギ	56	公告の日から	2034/3/31	・乙は存続期間中に間伐を1回以上実施する事により林内環境整備を図るものとする。 ・乙が経営管理を行うために要したなお、施業の実施にあたっては溪畔や沢筋における不必要な伐採は控え、生物多様性に配慮するものとする。	・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売の収益は乙のものとする。 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。	・乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。 〃 〃 〃 〃 〃 〃	
2	東和町米川字馬ノ足	32-4	0.0543	79	ハ	1-2	〃	0.06	〃	50	公告の日から	2034/3/31				
3	東和町米川字馬ノ足	33-4	0.0139	79	ハ	1-5	〃	0.02	〃	52	公告の日から	2034/3/31				
4	東和町米川字馬ノ足	32-5	0.0501	79	ハ	1-6	〃	0.06	〃	61	公告の日から	2034/3/31				
5	東和町米川字馬ノ足	71-1	3.8276	79	ハ	21	〃	0.33	〃	48	公告の日から	2034/3/31				
6	東和町米川字馬ノ足	72-1	0.9952	79	ハ	22-2	〃	0.62	〃	59	公告の日から	2034/3/31				
7	東和町米川字馬ノ足	76-1	0.6893	79	ハ	22-5	〃	0.43	〃	60	公告の日から	2034/3/31				
8	東和町米川字馬ノ足	73-1	0.3239	79	ハ	22-6	〃	0.33	〃	59	公告の日から	2034/3/31				
			5.9774					1.88								

-東和町

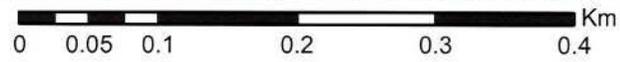
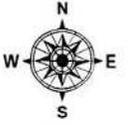
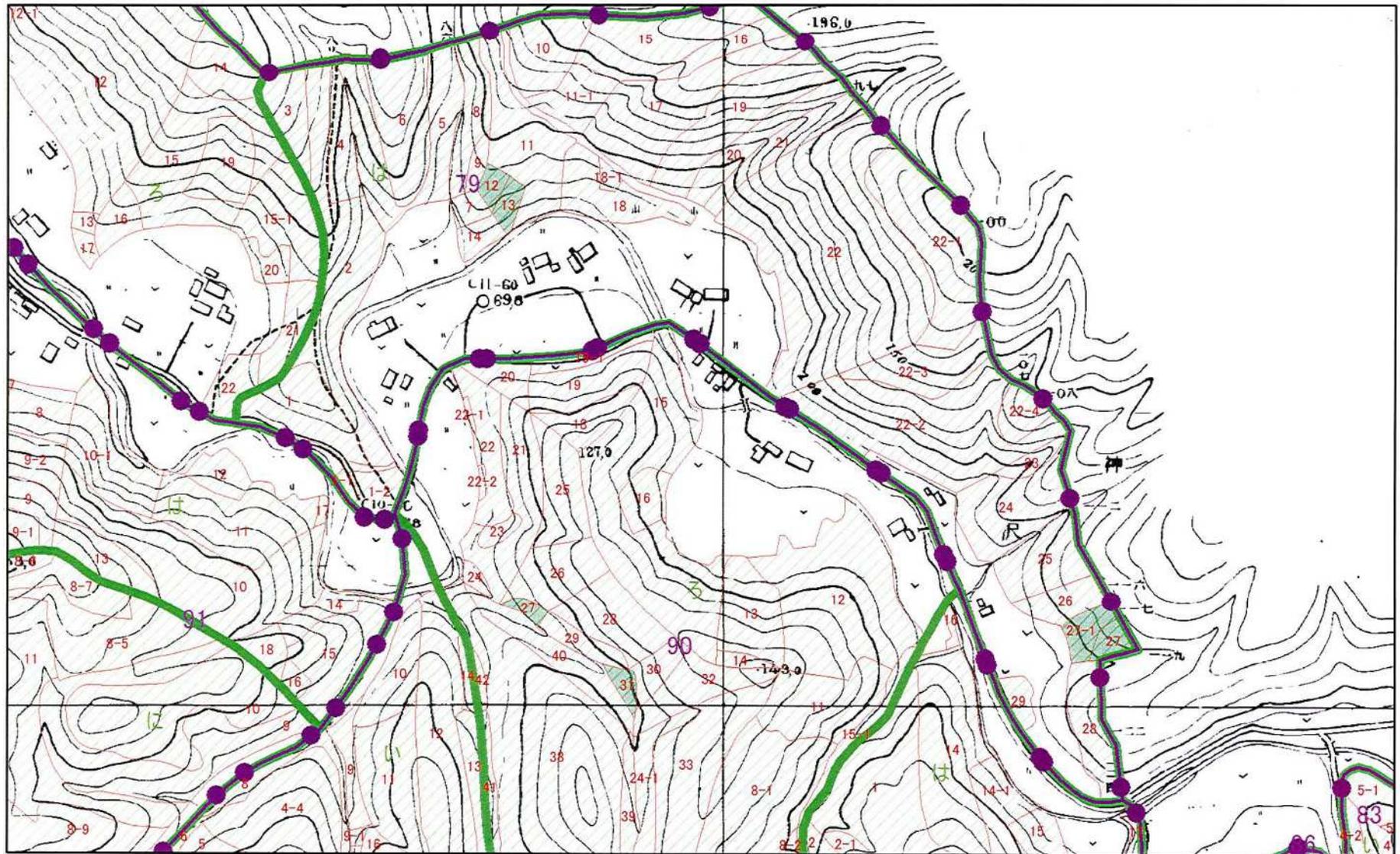


権現森
△310.6



1:5,000

-東和町



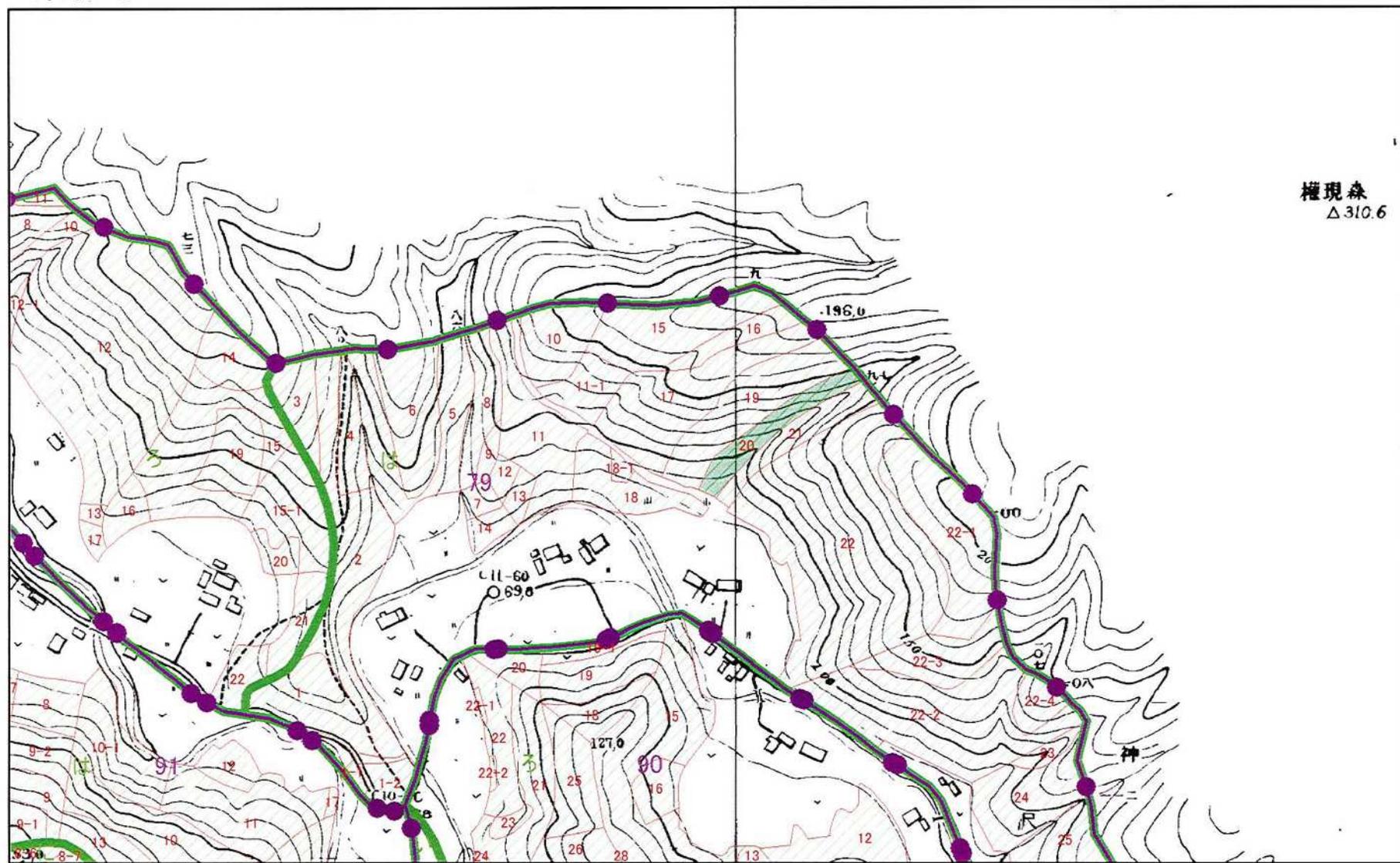
1:5,000

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理を設定する森林の甲以外の権原者(E)			備考
番号	所 在	地番	面積 ha	林小班	地目	見込面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		
1	東和町米川字馬ノ足	63-1	1.9520	79 ハ 20	山林	0.22	スギ	72					
			1.9520			0.22							

この計画に同意する 権利の設定を受ける市町村（乙）	住 所（同上） 登米市長 熊谷 盛廣
権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住 所（同上） XXXXXXXXXX

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合は、別業とすること。
 - (2) 共有者不明又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
 - (4) (A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
 - (5) (B)欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

-東和町



権現森
 $\Delta 310.6$

0 0.05 0.1 0.2 0.3 0.4 Km

1:5,000

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	R5馬の足 第4号	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)	(名称) 登米市長 熊谷 盛廣	(所在地) 宮城県登米市迫町佐沼中江2丁目6番地1
		経営管理権を設定する森林の森林 所有者(甲)	(氏名又は名称) [Redacted]	(住所又は所在地) [Redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)

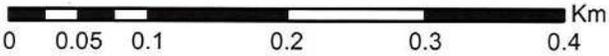
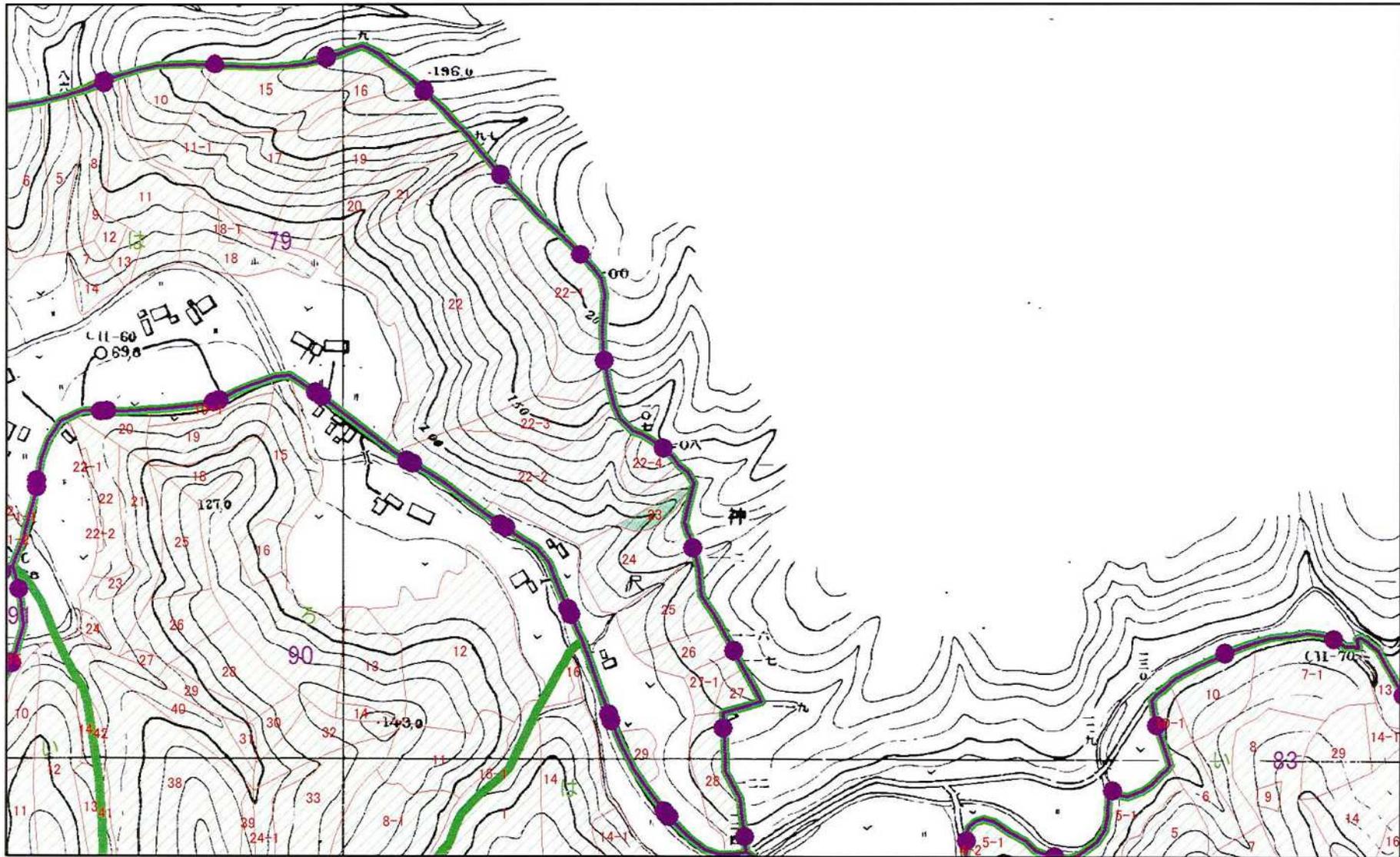
番号	所 在	地番	面積 ha	林小班	地目	見込 面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の開始	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づ いて行われる経営 管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等 に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われ べき金額(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	東和町米川字馬ノ足	77-1	0.6711	79 ハ 23	山林	0.12	スギ	66	公告の日から	2034/3/31	<ul style="list-style-type: none"> ・乙は存続期間中に間伐を1回以上実施する事により林内環境整備を図るものとする。 ・乙が経営管理を行うために要したなお、施業の実施にあたっては溪畔や沢筋における不必要な伐採は控え、生物多様性に配慮するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売の収益は乙のものとする。 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。 	・乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。	
			0.6711			0.12								

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理を設定する森林の甲以外の権原者(E)			備考
番号	所 在	地番	面積 ha	林小班	地目	見込面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		
1	東和町米川字馬ノ足	77-1	0.6711	79 ハ 23	山林	0.12	スギ	66					
			0.6711			0.12							

この計画に同意する 権利の設定を受ける市町村（乙）	住 所（同上） 登米市長 熊谷 盛廣
権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住 所（同上） XXXXXXXXXX

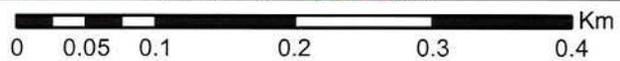
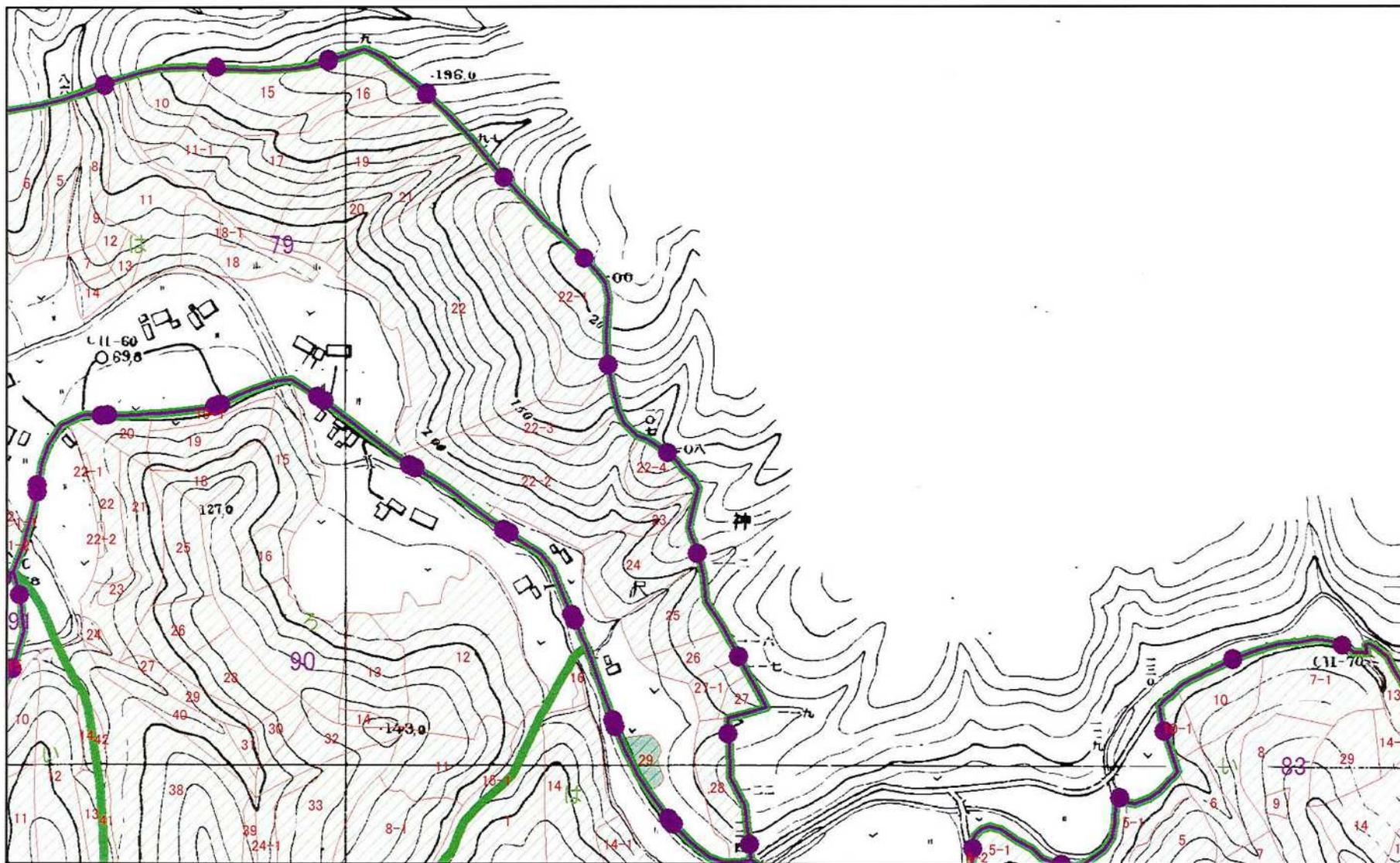
- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合は、別業とすること。
 - (2) 共有者不明又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
 - (4) (A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
 - (5) (B)欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

-東和町



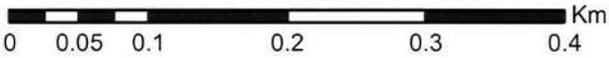
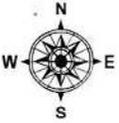
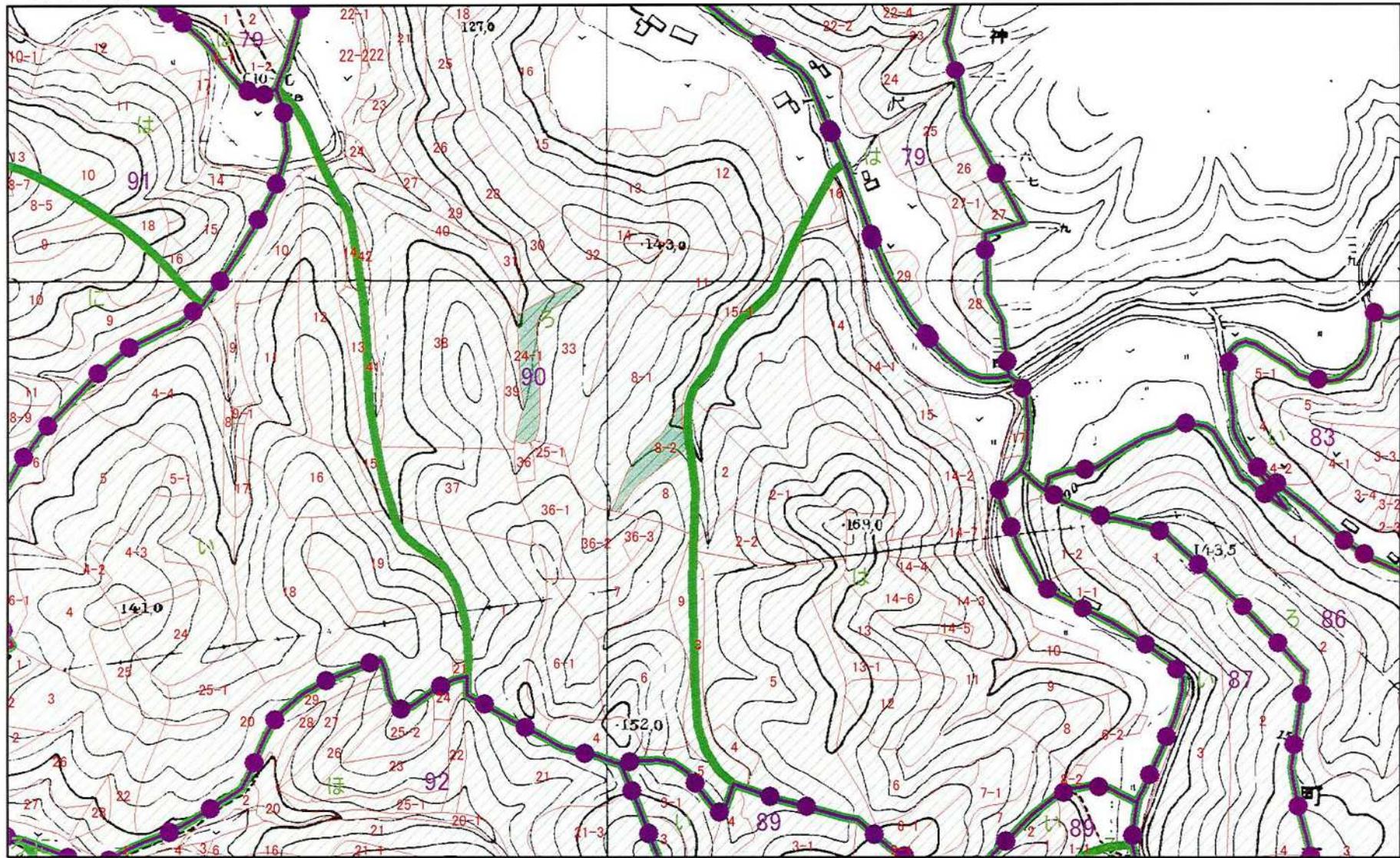
1:5,000

-東和町



1:5,000

-東和町



1:5,000

経営管理権集積計画

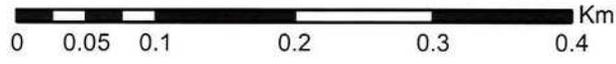
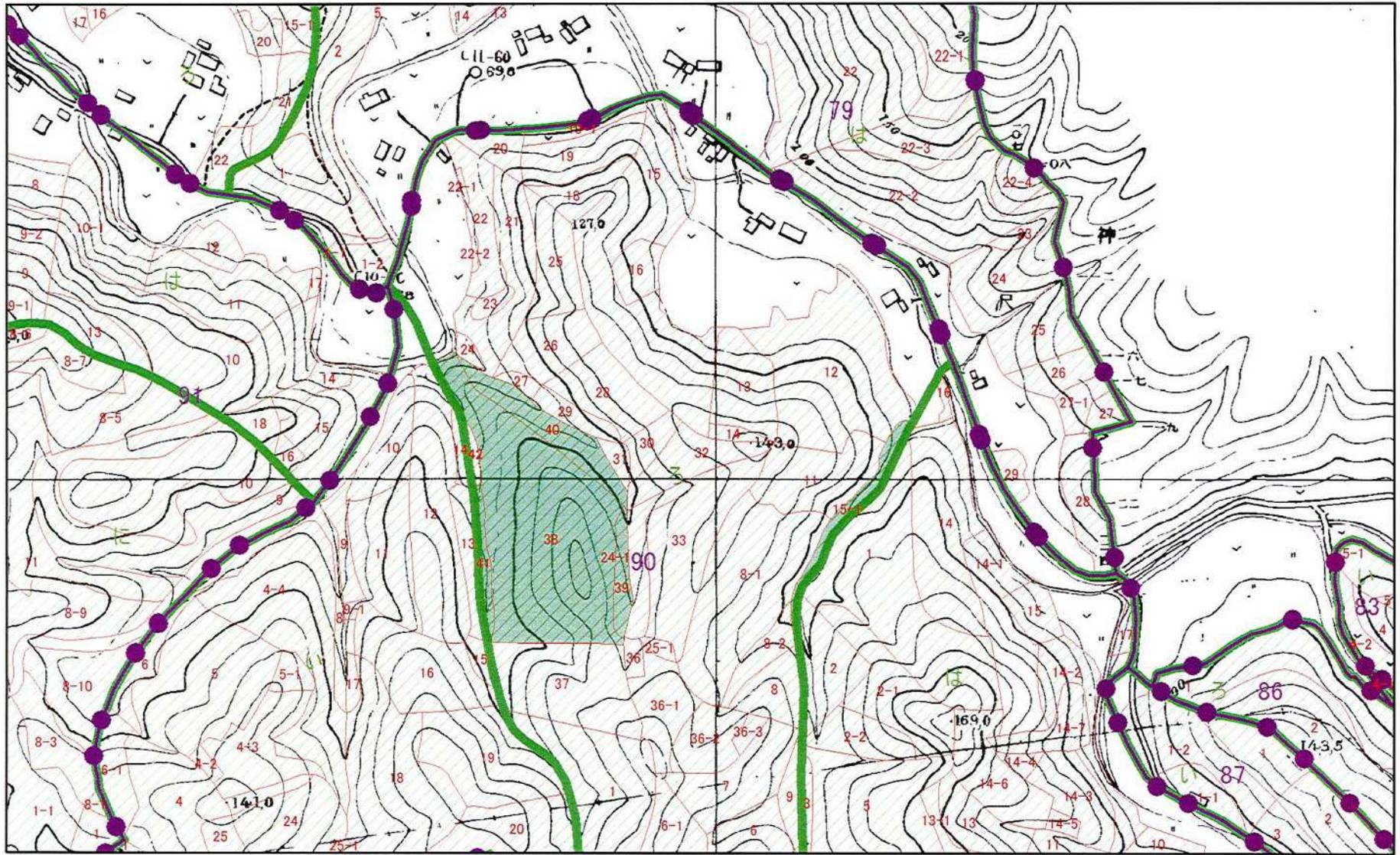
1 個別事項

整理 番号	R5馬の足 第7号	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)	(名称) 登米市長 熊谷 盛廣	(所在地) 宮城県登米市迫町佐沼字中江2丁目6番地1
		経営管理権を設定する森林の森林 所有者(甲)	(氏名又は名称) [Redacted]	(住所又は所在地) [Redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)

番号	所在	地番	面積 ha	林小班			見込 面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の開始	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づ いて行われる経営 管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等 に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われ べき金額(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考		
				林小	班	地目											
1	東和町米川字馬ノ足	100	2.9418	90	□ 15-1	山林	0.14	スギ	100	公告の日から	2034/3/31	・乙は存続期間中に間伐を1回以上実施する事により林内環境整備を図るものとする。 ・乙が経営管理を行うために要したたつては溪畔や沢筋における不必要な伐採は控え、生物多様性に配慮するものとする。	・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売の収益は乙のものとする。 ・乙が経営管理を行うために要したたつては、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。	・乙が甲に対して金銭の支払いを行わない。 "			
2	東和町米川字馬ノ足	115	2.9816	90	□ 38	"	2.29	"	52	公告の日から	2034/3/31						
3	東和町米川字馬ノ足			90	□ 39	"	0.14	"	78	公告の日から	2034/3/31						
4	東和町米川字馬ノ足			90	□ 40	"	0.41	"	88	公告の日から	2034/3/31						
5	東和町米川字馬ノ足			90	□ 41	"	0.08	"	85	公告の日から	2034/3/31						
			5.9234				3.06										

-東和町



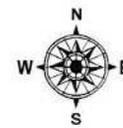
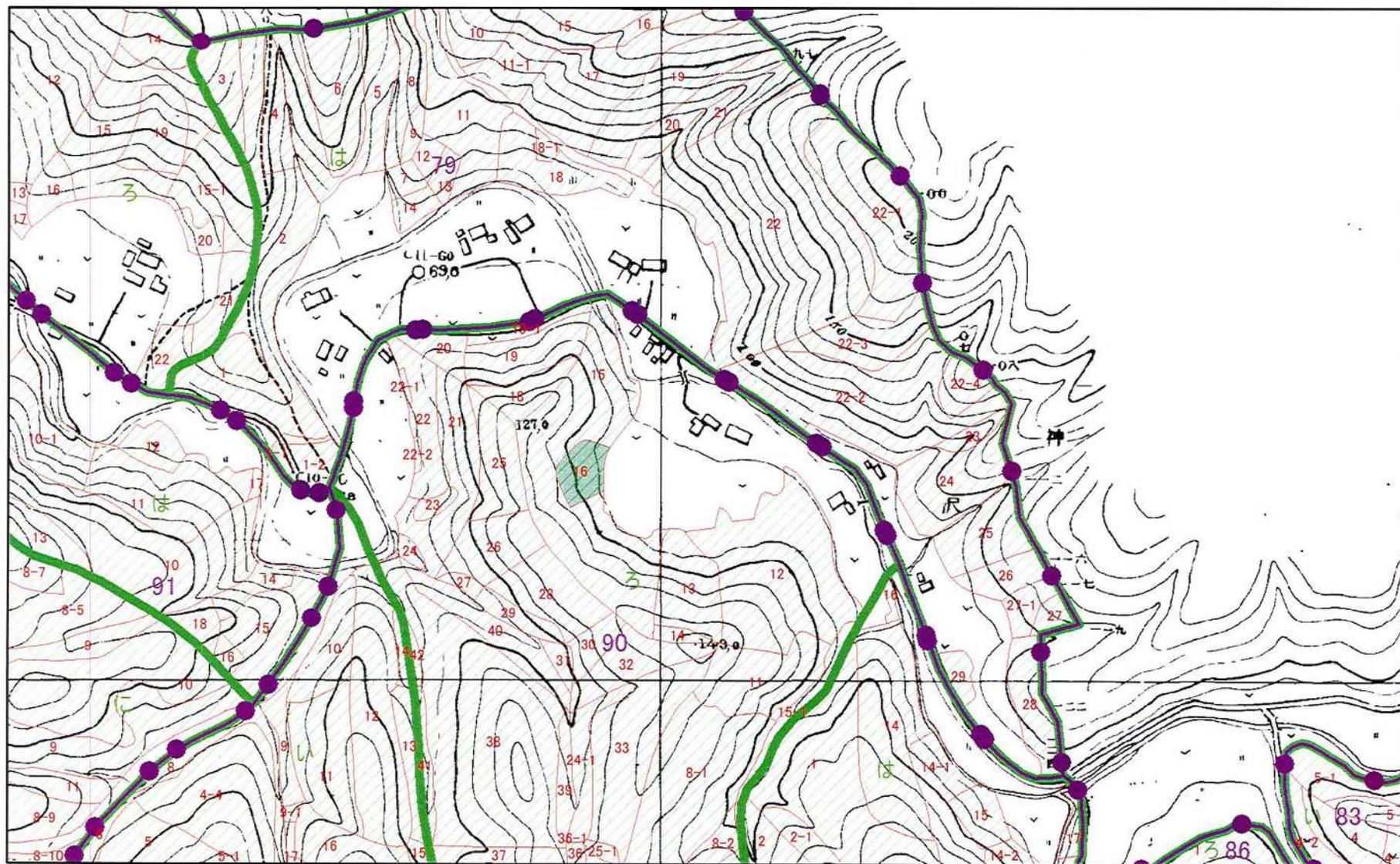
1:5,000

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理を設定する森林の甲以外の権原者(E)			備考
番号	所 在	地番	面積 ha	林小班	地目	見込面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		
1	東和町米川字馬ノ足	107	1.7333	90 ロ 16	山林	0.23	スギ	61			土地の所有権		
			1.7333			0.23							

この計画に同意する 権利の設定を受ける市町村（乙）	住 所（同上） 登米市長 熊谷 盛廣
権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住 所（同上）

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合は、別業とすること。
 - (2) 共有者不明又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
 - (4) (A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
 - (5) (B)欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

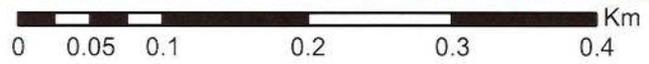
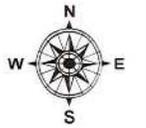
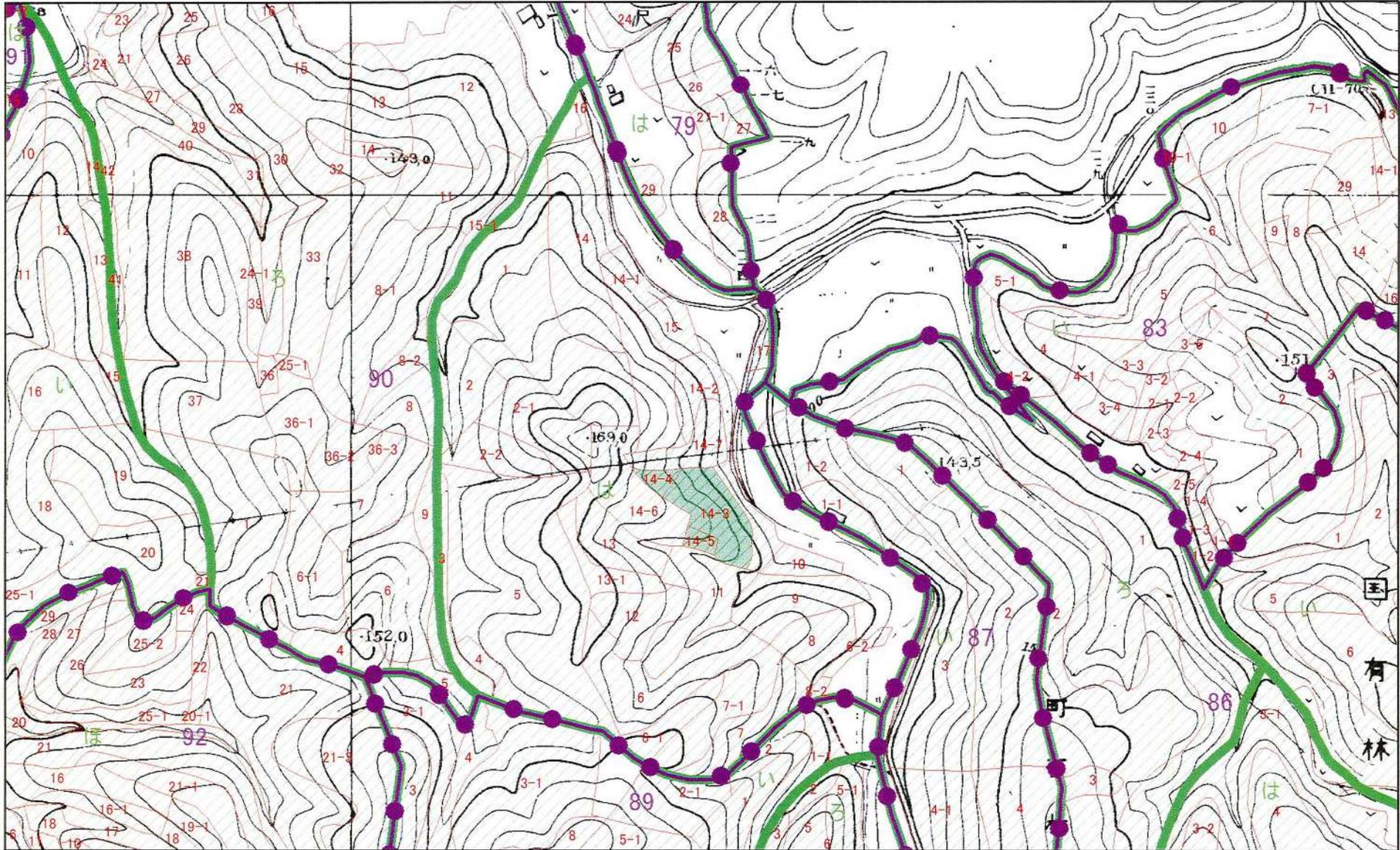
-東和町



0 0.05 0.1 0.2 0.3 0.4 Km

1:5,000

-東和町



1:5,000